

## 計画各論における施策の体系と骨子案

基本指針案において

□＝計画に記載又は作業を要する内容

◆＝事業運営における留意事項

基本目標	施策の方向	現状・課題認識（前回会議資料の再掲）	基本指針の見直し等にもなう事項	施策の骨子（案）
I 地域包括ケアの構築を推進するために ～地域支援事業による地域包括ケアの推進～	1 地域ケア会議の推進	● 圏域によっては情報収集や課題の明確化が不十分だと感じている。また、地域課題が共有化できても、課題解決にまでは必ずしもつながっていない。		→ <b>新たな日常生活圏域における地域包括支援体制を踏まえた</b> 地域ケア会議の開催
	2 総合相談と情報提供の充実	● 複合的な問題を抱えるケースなどが増加しており、対応が難しさを増している。 ● 自立支援に資するケアマネジメントに向け、事例検討会研修によるケアマネジャーへの支援が重要となる。	◆ 地域包括支援センターに関して、体制整備が重要 □ 地域包括支援センターの体制強化の具体的な取組 □ 重層的支援体制整備事業を含めた全体のサービスの見込み量	→ <b>新たな日常生活圏域における地域包括支援体制を踏まえた</b> 地域包括支援センターの総合的支援 → <b>複合的な問題を抱えるケースも含め</b> 個々のケースに応じた相談・支援の充実 → <b>自立支援に資するケアマネジメントに向けた</b> ケアマネジャーへの支援の充実
	3 介護予防の推進と生活支援サービスの充実	● 総合事業について、住民主体によるサービス等が開発途上であり、緩和した基準によるサービスも仕組みを確立できていない。 ● 住民による支え合い活動等は地域による差が大きい。	□ 一般介護予防事業について専門職の関与や他の総合事業に基づく事業等との連携方針 ◆ 一般介護予防事業に関する PDCA サイクルに沿った推進（データの利活用等） □ 高齢者に対する保健事業と介護予防の一体的な実施に関する具体的な取り組み（支援）方針 □ 保険者機能強化推進交付金等を活用した自立支援、重度化防止に関する施策（一般会計による介護予防等に資する独自事業等） □ 通いの場について、国の目標を勘案して目標設定することが望ましい旨 □ 要介護（支援）者に対するリハビリテーションの目標 ◆ 総合事業の対象者や単価の弾力化 □ 市町の判断により、希望する要介護者が総合事業の対象となり得ることに留意する旨 ◆ 総合事業等の担い手確保に関する取組例としてのボランティアポイント制度等の活用 ◆ 自立支援、介護予防・重度化防止に資する就労的活動等 ◆ 就労的活動支援コーディネーターも、市町村が進める地域づくり活動の中心的な役割を担う	→ 介護予防・生活支援サービス事業の実施 ・ <b>多様な主体によるサービスの拡充</b> ・ <b>地域における生活支援サービスの開発</b> ・ <b>対象者の弾力化の検討</b> → 一般介護予防事業の実施 ・ <b>「通いの場」の目標設定</b> → <b>効果的な介護予防事業の実施</b> ・ <b>専門職の関与やデータの活用</b> ・ <b>高齢者への保健事業との一体的実施</b> ・ <b>リハビリテーションの目標設定</b>

基本目標	施策の方向	現状・課題認識（前回会議資料の再掲）	基本指針の見直し等にもなう事項	施策の骨子（案）
	4 在宅療養生活の支援	● まだまだ啓発の余地はあり、いずれの事業も継続して取り組んでいくことが必要である。	□ 看取りや認知症、災害や感染症への対応強化等の観点を踏まえた在宅医療・介護連携の推進	→ 在宅医療・介護連携にかかる関係機関の連携強化 → 在宅医療に関する相談体制の強化 → 在宅医療・介護の推進体制の強化 → 地域住民の意識啓発
	5 認知症施策の推進	● 認知症初期集中支援チームの周知を図るための啓発活動が必要である。 ● 市民意識を高めるとともに、サポーターの活躍の場づくりが求められる。 ● 本人・家族のニーズに合った認知症カフェとしていく必要がある。	□ 認知症施策推進大綱等を踏まえ、普及啓発の取組やチームオレンジの設置及び「通いの場」の拡充等 ◆ 認知症施策推進大綱より「本人発信支援」「予防」「医療・ケア・介護サービス」「介護者への支援」「認知症バリアフリー、若年性認知症支援、社会参加支援」が重要 □ 教育、地域づくり等他の分野の関連施策との連携等に関する事項	→ <b>認知症予防活動の普及</b> → 認知症の早期発見、初期支援体制の整備 ・ <b>介護サービス等における認知症対応力の強化</b> → 認知症サポーターの養成と <b>本人発信等による認知症理解の促進</b> ・ <b>教育等他分野との連携</b> → <b>「認知症バリアフリー」の考え方を踏まえた認知症高齢者の見守りと家族に対する支援の促進</b> ・ <b>「チームオレンジ」等の検討</b> ・ <b>若年性認知症支援</b> ・ 認知症カフェの充実
	6 高齢者の尊厳の保持	● 相談件数は年々増えており、制度の周知と、関係機関の連携強化が必要である。 ● 地域の関係が希薄化するなか、民生委員との連携強化が不可欠である。		→ 権利擁護の推進 → 虐待の早期発見・早期対応
	7 家族介護者への支援	● 介護者が求める情報を提供するとともに、介護者の負担軽減につながる「介護者のつどい」を開催する必要がある。		→ 家族介護者への支援の充実 → 介護離職防止のための取組
	8 安定した居住環境の確保	● サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホームは増加傾向にあり、情報共有のための意見交換の場づくりが必要である。	◆ 生活面に困難を抱える高齢者に対して、住まいと生活の支援を一体的に実施していくことが必要	→ 住まいの整備と居住環境の整備 → 居住系サービスの質の確保
Ⅱ 介護が必要となっても安心して暮らせるために～介護サービスの提供体制の確保とサービスの充実～	1 サービス提供基盤の整備	● 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、看護小規模多機能型居宅介護については、令和元年度に2か所ずつの整備を見込んでいたが、いずれも実績は0か所であった。 ● 介護老人福祉施設については、令和元年度に30床の増床を見込んでいたが、実績は60床の増床となった。	◆ 介護離職ゼロ実現に向けた特定施設入居者生活介護を含む都市部での着実な介護基盤整備や地方部での機能維持が重要 ◆ 中長期的に高齢者人口や介護ニーズを見据えた整備が重要 □ 人口減少も見据えた既存施設の有効活用等、効率的な施設・サービス施設整備 □ 住宅型有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況 □ 有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況を勘案した施設整備計画	→ 地域密着型サービスの整備 → 施設・居住系サービスの整備 ・ <b>有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況を勘案した施設整備</b>

基本目標	施策の方向	現状・課題認識（前回会議資料の再掲）	基本指針の見直し等にもなう事項	施策の骨子（案）
	2 介護保険サービスの給付見込	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 予防給付では、訪問看護、居宅療養管理指導、福祉用具貸与などが見込値を上回っている。</li> <li>● 介護給付では、訪問介護、訪問看護、居宅療養管理指導などが見込値を上回っている。</li> <li>● 介護給付の通所リハビリ、特定施設入居者生活介護、地域密着型通所介護が見込値を大きく下回っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 在宅サービスの充実を図る観点から、必要なサービス量の見込みを定めることが重要</li> <li>□ 地域間の移動や地域特性を踏まえる</li> </ul>	
	3 事業費の見込と保険料の設定	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 平成30年度、令和元年度とも、事業費総額は実績額が推計額を下回っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 総合事業の費用や事業者・団体数、利用者数について見込むよう努める</li> <li>□ 総合事業の単価の弾力化を踏まえサービス単価を設定</li> </ul>	
Ⅲ サービスを安心して利用できるために ～介護保険制度の円滑な運営～	1 所得に応じた費用負担	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 引き続き、国の動向を踏まえた負担軽減等を実施していく必要がある。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>→ 保険料の所得段階及び料率の見直し</li> <li>→ 低所得者への配慮</li> <li>→ 利用者負担の公平化</li> </ul>
	2 介護給付の適正化	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ケアプラン点検、住宅改修等の点検において、ケアマネジャーの知識・理解が問われることから、資質向上を図る必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 要介護認定を行う体制の計画的な整備を行うことが重要</li> <li>◆ 調整交付金の算定に当たって介護給付の適正化事業の取組状況を勘案</li> <li>◆ 要介護者が総合事業を利用する際の給付と事業を組み合わせた適切なケアマネジメントが重要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>→ 認定審査の適正化</li> <li>→ ケアプラン点検</li> <li>→ 住宅改修等の点検</li> <li>→ 縦覧点検・医療情報との突合</li> <li>→ 介護給付費通知</li> </ul>
	3 事業者に対する相談・指導及び情報提供の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 対象事業所が増加することに対し、介護相談員の派遣方法が課題であるとともに、今後、新型コロナウイルス感染症に伴う対応が求められる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 指定介護療養型医療施設の廃止期限（2023年度末）までに確実な転換等を行うよう支援すること</li> <li>◆ 介護人材の確保にあたり、新規参入促進、潜在的な人材の復職支援、働きやすい環境整備、外国人材の受入等に一体的に取り組むことが重要</li> <li>□ 介護離職防止の観点から労働担当部局と連携した職場環境の改善に関する普及啓発等の取組</li> <li>□ 介護現場における業務仕分けやロボット・ICTの活用、元気高齢者の参入等による業務改善など、介護現場革新の具体的な方策</li> <li>□ 介護現場革新の取組の周知広報を進め、介護現場のイメージ刷新の具体的な方策</li> <li>◆ 介護現場革新の取組に当たっては、関係者の協働の下、業務効率化に取り組むモデル施設を育成し、その地域のモデル施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>→ 事業者に対する相談・指導の実施</li> <li>→ 事業者に対する情報提供の充実</li> <li>→ 介護相談員活動の推進</li> <li>→ <b>マンパワーの確保</b> ・ <b>総合的な人材確保策の推進</b> ・ <b>介護現場における業務改善の推進</b></li> <li>→ <b>サービスの質の向上</b> ・ <b>有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の質の向上</b></li> </ul>

基本目標	施策の方向	現状・課題認識（前回会議資料の再掲）	基本指針の見直し等にもなう事項	施策の骨子（案）
			設が地域内の介護事業所へ先進的な取組を伝えていくことが重要 <input type="checkbox"/> 文書負担軽減に向けた具体的な取組 ◆ 介護人材の確保や生産性の向上、文書負担軽減に関する県と市町との連携・支援が重要 ◆ 市町相互間の連携による地域資源の有効活用が重要 <input type="checkbox"/> 住宅型有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅に対する指導監督の徹底等による質の確保	
	4 災害や感染症等への備えの充実		<input type="checkbox"/> 災害時に備えた連携した取り組み等を定める場合には地域防災計画との調和に配慮 <input type="checkbox"/> 新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、感染症に備えた取り組み等を定める場合には新型インフルエンザ等対策行動計画との調和に配慮	→ <u>災害等への備えの充実</u> → <u>感染症等への備えの充実と新たな生活様式への対応</u>
	5 事業の推進体制	● 保険者機能強化の検討の場となるよう、運営委員会において点検・評価を行う必要がある。	<input type="checkbox"/> データ利活用に当たって個人情報の取扱いへの配慮等を含めた活用促進を図るための環境整備について ◆ 保険者機能強化推進交付金等の評価を活用したPDCAサイクルが重要	→ 運営委員会の円滑の運営 → 苦情処理体制の充実 → 広域連合と二市との連携